

東京神学大学図書館蔵『長老教會禮拜規則』——解題と翻刻

落合建仁*

解題

本稿は、東京神学大学図書館に所蔵されている『長老教會禮拜規則』（資料ID0000254326、請求記号S50.2/29、資料取扱区分貴重書。以下『礼拝規則』）について、解題と翻刻を施したものである。『礼拝規則』は、筆者が、未だ史料の所在が明らかでない『礼拝模範』（日本基督一致教会（一八七七—九〇年）が保有していた教会憲法の一つ）を探し求めていた時、偶然、東京神学大学の図書館で見つけたものである。

『礼拝規則』について詳細な調査をした結果、それは筆者が探し求めていた『礼拝模範』ではないことが分かったが（落合建仁「日本における礼拝指針の系譜——未見の日本基督一致教会『礼拝模範』と東京神学大学図書館蔵『長老教會禮拜規則』をめぐって」、日本基督教学会編『日本の神学』第五四号、二〇一五年）、それはまた、

* 金城学院大学文学部宗教主事・准教授

『礼拝規則』が従来知られていなかった、明治期日本プロテスタント教会の礼拝に関する新史料であるということとを意味することとなった。それにしても、『礼拝規則』は後述するように刊記等が一切無いこともあり、一体どのような経緯で誰によって作成されたものであるかについて——調べた筆者の非力さに起因するところであるが——不明な点が非常に多い。また、『礼拝規則』は全国で東京神学大学図書館にのみ収められており、「貴重書」扱いにされていることと相俟って、誰もが本史料に容易に接することが出来るとは言い難い現状がある。そこで本稿は、『礼拝規則』全文を紹介することによって、本史料が関係研究者によって共有され、日本の礼拝史研究に資することを目的とするものである。

さて、『礼拝規則』の書誌情報であるが、種類は洋装本・茶表紙、印刷は活版、大きさは天地一八・四cm×左右一二・六cm、頁数は二七頁となっている。しかし、刊記が無く、著訳者・出版地・出版社・出版年はいずれも未記載であり、詳細は不明である。また、『礼拝規則』は一冊しか現存しないため、複数の版本（刊本）比較をして何らかの情報を得るということも出来ない。

印刷されたものであれば複数部存在しなければ不思議なものであるが、しかし、たとえば同時代におけるウェストミンスター信仰簡条の邦訳書も五〇〇部印刷された記録がありながら (*Records of Bd. Foreign Missions of the Presbyterian Church of the U. S. A. Japan Mission*, vol. III, 1880, No. 173 [横浜開港資料館図書室蔵のマイクロフィルム版宣教師史料])、現在残っているのはわずか数部であるように(『ウェストミンスター信仰簡条全』は、管見の限りでは、辻幸宏氏蔵のもの〔復刻・日本基督教信仰ノ簡条〕出版委員会編『復刻・日本基督教信仰ノ簡条』教文館、二〇一三年所収)、プリンス頓神学校図書館蔵ウォーフィールド寄贈文書中のもの〔吉岡繁編『ウェストミンスター信仰簡条全』日本キリスト改革派名古屋教会印刷製本、二〇〇九年所収〕と、青

山学院キリスト教センター蔵のもの（請求記号G1351）以外に知らない）、そのようなことは充分あり得る。

因みに、同時代のものと思われる関連刊本の幾つかと『礼拝規則』の大きさとを比較もしてみたが、同一の判型のものは見当たらなかった。ただ、『耶穌教畧問答全』（一八七六年。上智大学図書館蔵）の天地一八・四cm×左右一二・三cmや、『ウエストミンスター信仰箇条全』（一八八〇年。辻幸宏氏蔵）の天地一九・二cm×左右一二・六cmといった近い大きさのものがあることは、天地等が裁断される場合を考慮に入れると興味深い。

如上のように不明な点の多い『礼拝規則』であるが、成立年代については、本文中に新約聖書からの引用があり、その翻訳の文体を手掛りに次のように調べることによって一応見当がつく。『礼拝規則』における新約聖書からの直接引用は二箇所見られ、(1)『礼拝規則』八頁の「マタイによる福音書第二十八章一九節からの引用と、(2)同一五頁の新約聖書「希伯書」(Ⅱ「希伯來書」Ⅱヘブライ人への手紙) 第一三章二〇―二一節からの引用がそれである（なお、『礼拝規則』八頁の「嬰兒を抱き祝して天國ハ嬰兒のものなり」は、該当箇所はマルコによる福音書第一〇章一三―一六節となるが、『礼拝規則』における表現は、実際の聖書本文とは異なってパラフレーズされたものとなっているため、本稿では直接引用とは見做さなかった。まず(1)であるが、『礼拝規則』八頁の「萬國の民よ洗禮を施せよ」は、翻訳委員社中訳『新約聖書馬太傳全』（米國聖書会社、一八七七年。金城学院大学図書館蔵）にある「萬國の民よバプテスマをほどこし」とほぼ同一である（翻訳委員社中訳『引照新約全書』（大英聖書会社、一八八〇年。東京神学大学図書館蔵）所収の「馬太傳」も同じ）。しかし、それよりも以前に出版されたヘボン訳『新約聖書馬太傳全』（一八七三年。金城学院大学図書館蔵）を見ると、「萬國の民を門徒とせよ」とあり、趣を異にする。次に(2)であるが、『礼拝規則』一五頁には「願くハ窮りなき契約の血に由て羊の大牧者なる我儕の主イエスキリストを死より甦らし」とあり、翻訳委員社中訳『引照新約全書』の「希伯來書」

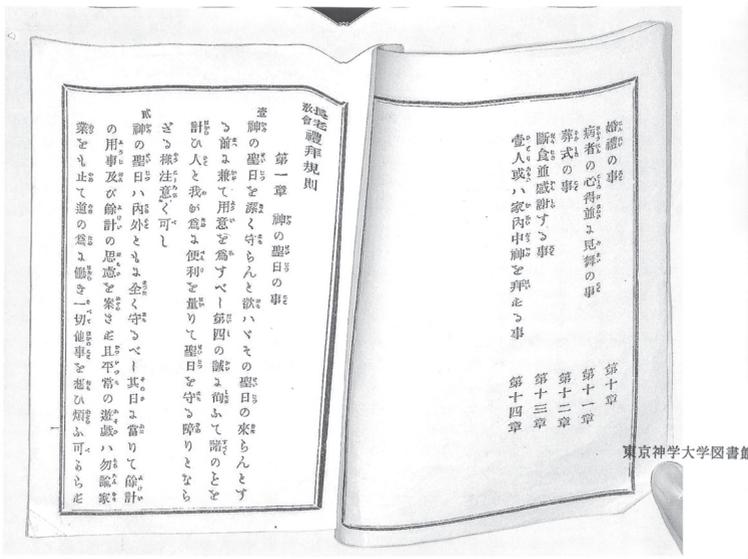
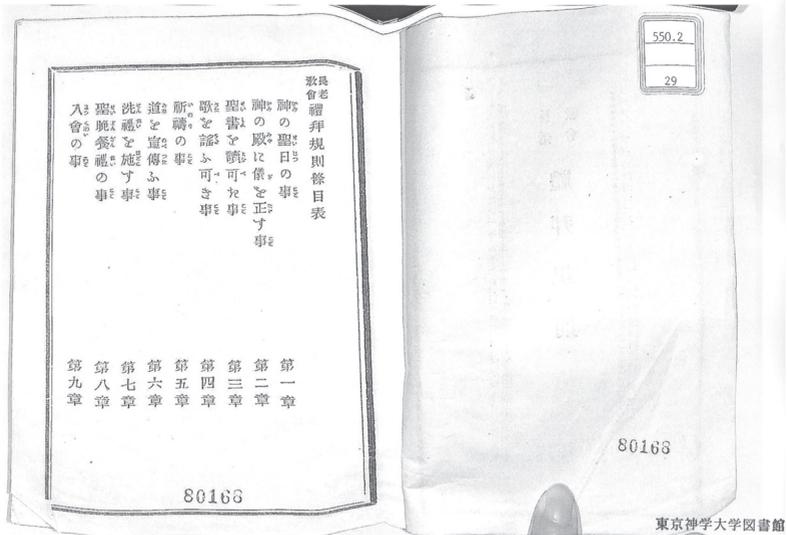
とほぼ同一である。しかし、それよりも以前に分冊出版された翻訳委員社中訳『新約聖書希伯來書全』(米国聖書会社、一八七六年。南山大学図書館カトリック文庫蔵)を見ると、「**ねぐく**のぎりみき」[中略]主耶穌キリストを」とあり、やや趣を異にする。

上記(1)と(2)を総合すると、『礼拝規則』における聖書引用文は、一八七六年以前に出版された翻訳聖書からの影響は見られず、一八七七年以降に出版された翻訳聖書からの影響が見られるということになる。よって、『礼拝規則』の出版年代は、最初に影響の見られる翻訳委員社中訳『新約聖書馬太傳全』が出版された一八七七年を最下限とする可能性も無いわけではないが、それよりも、『引照新約全書』が出版・流布され、「馬太傳」と「希伯來書」を同時に参照できるようになった一八八〇(明治一三)年以降と考えるのが妥当ではないだろうか。一八八〇(明治一三)年は、日本基督一致教会が成立してから三年後のことであり、『礼拝模範』の完成が報告された第七回中会(一〇月)が行われた年でもある(『明治十三年十月 日本基督一致中會記録』(東京神学大学図書館蔵)一六頁)。

また、『礼拝規則』全体に亘って使用されている文字に統一感が無く、特に第一〇章「婚禮の事」を境に前後で使用されている字句の傾向が異なるのは興味深い。たとえば、第一〇章「婚禮の事」を境に前半と後半で平仮名(変体仮名)の使い方の傾向が、「に」と「よ」、「の」と「れ」、「し」と「ま」、「み」と「ふ」の関係と言った具合で、異なっている。その他、『礼拝規則』の構成や、それに付随する神学的検討については、筆者の前掲論文を参照していただきたい。

なお、翻刻に際し、画像の一部転載も含めて、東京神学大学図書館の許可を得ることが出来た。また翻刻作業にあたっては、高橋博巳金城学院大学名誉教授(国文学専攻)のご教示を得た。この場を借りて感謝の意を表する。





翻刻

〔凡例〕

一、翻刻に際しては可能な限り原型に近い形、すなわち旧字体・異体字、変体仮名をそのまま用いた（但しルビはその限りではない）。

二、未読文字については、□で示した。

長老
教會 禮拜規則

長老
教會禮拜規則條目表

かみ せいじつ こと

神の聖日の事 こと

かみ みや ぎ ただ こと

神の殿に儀を正す事 こと

せいしよ よむべ こと

聖書を讀可祀事 こと

うた うた べ こと

歌を誦ふ可祀事 こと

いのり こと

第五章

第四章

第三章

第二章

第一章

みち のべつた こと
道を宣傳ふ事

せんれい ほどこ こと
洗禮を施す事

せいばんさんれい こと
聖晩餐禮の事

にうくわい こと
入會の事

こんれい こと
婚禮の事

びやうにん こころえならび みまい こと
病者の心得並し見舞の事

そふしき こと
葬式の事

第六章

第七章

第八章

第九章

第十章

第十一章

第十二章

みち をし びやうにん みまいすくひ な ほかのこと
よ道を教へ病者を見舞救済を爲して他事を
かへりみ ひめもすたし まも べ
顧慮せ終日正しく守る可し

第二章

神の殿よ行儀を正す可き事
しんじやれいはい ため かみ みや あつま つしみ むね
信徒禮拜の爲よ神の殿に會れば恭敬を旨とし
たじしく みだれ しづか
端坐して亂ぜ靜肅よして喧噪べからぜ

第三章

聖書を讀む可き事
きうしんりやうやくせいしよ よむ かみ はい ひとつ
舊新兩約聖書を讀ハ神を拜する一端みれば
おのくつしん よ かつぼくしやくいん ずいふんていねい
各々謹で讀むべし且牧師役員ハ随分丁寧よ
そのいみ と きか
其意を解き聽すべし

第四章

讚美歌を誦ふ可き事
くわいだうあるひ わがうちそのほかいづこ さんびか
會堂或ハ私宅其他何處よても讚美歌を誦ふ
よくうたのころろ かん ふしこゑ みだれ
ときハ能歌意を感じ樂譜音曲の亂ざるやう眞
實よ誦ふ可し

第五章

祈禱の事
いのり こと

いのり いらりよう もつと かく
祈禱ハ必要よして最も欠べからざるものみり教
くわいあるひ そのほか あつま ときそのはじめいつも こと
會 或ハ其他よおるて會る時其初ハ平常の如
いの いへど うた うた せいしよ よ くわいどくかうぎ

第六章

道を宣傳ふ事
みち のべつた ひとぐ つみ うち ため
道を宣傳ふとハ人々を罪の中より救ハんが爲よ
かみ さだ たま そのつとめ ちらは ほくしでん
神の定め給ふとみれば其職よ撰る、牧師傳
だうしや よろし ころろがけ わがおもひ はさ はじ きた
道者ハ宜く注意て我意を挾みて耻を來す
せいしよ いみ あきらか ひとぐ わかりやす のべ
とみく聖書の義を明よし人々の了解易く宣
つた べ
傳ふ可し

第七章

壹
かうぎ かなら せいしよ ひき そのい そむ
講義ハ必ぞ聖書を引て其意よ背かざるやう解
議義ハ必ぞ聖書を引て其意よ背かざるやう解
いくせついくしやう わた おほむねいちふん をは
き幾節幾章よ巨るとも大概一文の終りまでを
かうしやく そはかみ まこと あらは そのぎ ぜん
講釋すべし其神の眞理を顯明して其義と善を

ひとぐ うち つらぬ あるひ ひとぐ な せいしつ
人々の衷より貫き或ハ人々の爲すべきとの性質
ありさま か□り およ
とその有様と區畫とすべてのことに及ぶべければる

二 二
り
およせつけう な おもふもの まづそのようい
凡 説教を爲さんと 欲者ハ先其用意をすべし
もつと かんがへ いのり たいせつ
最も 推考と祈禱ハ必要なり

神の道を宣傳し當り用意をなさざして一時乃感
じやうより な じうぶんかんがへ せいしよ いみ
情より因て爲すべからざ充分推考をなし聖書の義
かな いな きは そふ たがは とく

に合ふや否を極め而して違ざれば説べけれど
いま じうぶん さと え だい な かつ
未だ充分し覺り得ざる題よて爲すべからざ且
つとめ せいしよ うち ことば ひきおのれ せつ もちひ こと
勉て聖書の中の語を引自己の説を用ぜ殊

に難き言語を遣はず成丈易く談す可し次に神の
みことば のべ おも おの てほん すなは ま
聖言を述べんと欲ハバ己れを龜鑑とし即ち先づ
ことば おこなひ あい れい しんかう きよ たまし とう
言と行と愛と靈と信仰と聖き義き等すべ

て先づ之を行ふて後に宣傳ふべし
三 三
これ おこな のち のべつた

さんびきたう れいはい かく
讚美祈禱ハ禮拜ハ欠べからざるものなれば餘り長
せつけうかうぎ な そのとき ふさ べ
き説教講義を爲して其時を塞ぐ可からざ

第七章 洗禮を施す事

こゝろみ せんれい ほどこ さだ のちゆゑ のは
試験て洗禮を施さんと定めし後故なくして延
すべからざ 洗禮ヲ施ス者ハ教師牧師ニ限ルナリ
壹 壹
おなじ ことも ほどこ こと

同く幼童に施す事

ことも せんれい さづけ な をやたちはそのことも
幼童に洗禮を授んと爲すとき兩親ハ其幼童を
つれ けうしぼくし まへ いづべ

携て教師牧師の前より出可し 教師牧師ハ洗禮ヲ施ス前
ニ洗禮ノ事故ヲ詳細ニ説明ス可シ
これしゆ

此ハ主キリストの立給ふ禮にして信仰より義
とせらるゝ約束の印なり夫の舊約の時アブラハ

ムの子孫割禮を受し如く今ハ新約の時よして信
じや ことも みなこのれい うくべ もの そはわれら

徒の幼児ハ皆此禮を受可き者みり蓋我儕の
うまれつき ま、 けがれ もの

本質の性ハ穢し者みればイエスキリストの血
せいれい よ せいれい きたよめ あた もの

と聖靈に由らざれば潔らるゝと能ハざる者みり

えき
るる益あり

このれい まも かみ やわらぎ 衆
此禮を守るよ神よ 和 を得キリストよ由て罪
ゆるし 衆しんかう より

の赦を得信仰に由てキリストを知り福音よ由て
をしへ う いま かみ みころ かな きよ みち したが
教 を受け今より神の聖旨よ適ふ聖き道よ從

ふもの而已召く可し

貳 おなじ しき こと

同く式の事

「パン」ト「葡萄汁」ヲ置ントスル棹ヲ清淨ナル白布ニテ覆ヒ
「パン」ヲ皿ニ盛リ「葡萄汁」ヲコップニ入レテ棹ノ上ニ直ニ
置ベシ

此聖キ禮ヲ受ル處ノ信徒ハ棹ノ前ニ行儀正ク列坐スベシ牧
師ハ感謝祈禱ヲ成テ「パン」ト「葡萄汁」ヲ聖トナス可シ
次ニ牧師ハ既ニ聖トナセシ「パン」ヲ信徒ノ前ニ擘テ云ベシ
われら しゆ つみびと て わた

我儕の主イエスキリストハ罪人の手に付さる、
ばん とりしゆく でし あた たま ごと

晩「パン」を取 祝して擘き使徒に與へ給ひし如く
われ な かわ なんぢら いまこの

我ハキリストの名に代りて爾曹に今此「パン」を
あふ いわ とり しよく なんぢら ため さか わが
與ふ曰く「取て食せよ爾曹の爲よ擘る、我
にく われ おほ ため これ せ

肉よして我を覺へる爲よ之を行よ

「パン」ヲ食セシ後牧師杯ヲ取テ前ノ如ク為シテ云ベ

いわ これ わがち たつ ところ しんやく こ
曰く此ハ我血よして立る處の新約あり此ハ
おほく ひと ため ながし つみ ゆる

多の人の爲よ流て罪を赦すものなり人々之を
のめ 飲よ

牧師ハ信徒ノ前後宜シキ時ニ守ル可シ
次ニ牧師意アラバ此禮ニ就テ諸信徒ニ勸メヲナスベシ

其ハキリストに由て施したまふ大なる恩恵を覺
へさすと眞心を以て主に服事べきと召れし召に
かな おこな しゆ

符ひて行はんと主キリストイエスを受けたれば
かれ あり よ たち よきこと な

彼に在て世に立すべて善事を爲すべきとを
又牧師意アラバ此禮ヲ見シ處ノ未信徒ニ善勸メヲナス可シ
そ ひと ひと つとめ さとら

其ハ人の人たる職分を覺知すべきとイエスキリス
トに從ひ此聖き禮を守らざるハ危き罪なると
ねんごろ をし くれらく あらた のち あつま この

を懇に訓へ彼等悔ひ改めて後の會りに此
れい うけ ねがひいづ ようい

禮を受んことを求 出る用意をさすべき様勸むべし
次ニ牧師感謝祈禱ヲスベシ

すなは このれい よ あたひ
 則ち此禮に依り價かみひくして得し神の深き恩恵めくみ
しや かつこのれい とりおこなふ あやま
 を謝し且此禮を執行あやまとき過あやまちあらば其免
かみ このれい おこな すべてのしんじや うけ
 しと神の此禮を行ひて諸信徒を受たまひし
すべてのしんじや しゆ
 と諸信徒ハ主イエスありキリストを受彼に在て
あゆ ため ありがたきせいいい みちび
 行む爲に難有聖靈の導きとキリスト乃恩に
より うけ いのち かんむり うば やうそのひも かた
 由て受し生命の冕せいしよを奪ハれざる様其紐を固
せいしよ をしへ かな おこなひ つね しゆ
 くまむべ祀とと聖書の教しんじや行しと恒に主
し おへ しんじや し
 イエスいのちキリストの死を負ると信徒の死まへせべきか躰に
あらは そのひか ひとぐ まへ かゞやか
 キリストの生命を顯ほむし其光りを人々の前に輝ため
み じや これ み てん いま
 し未信者の之を見て天に在す我儕の父を讚る爲
たす ねが べ
 にすべての助けを願ふ可し
 次ニ歌ヲ誦フ可シ讚美歌終レバ牧師次ノ文ヲ讀テ祝答ニ代
フベシ
ねが は かぎ けいやく ち より ひつじ だいぼくしや
 願くハ窮りわみれきら契約の血に由て羊の大牧者
わ れ ら し ゆ よ み が へ
 みる我儕の主イエスしキリストを死よりよ甦ららしへ

へいあん かみ
 平安の神イエスよりキリストに由て其悦そのよろこぶ處ところを
なんぢら こゝろ うち おこ ま なんぢら そのむね おこな
 爾曹の心の中に起し又爾曹をして其旨を行ハ
ため すべて よきこと おい
 せんが爲に凡の善事に於てなんぢらを全まつたふせし
えいくわうかれ き よ かぎり
 むべし榮光彼に歸して世々暨みからんアーメン
 希伯書第十三章二十、二十二節

第九章 入會の事 にうくわい こと

壹 けうくわい い ほつ もの つき しる やくそく な
 教會に入らんと欲する者ハ次に記す契約を爲
あたりまへ おし むす
 すハ當然のことなれど強て結ばすべからざされ
さうほうこれ たもつ
 ど双方之を有べきものなり
けうくわいけいやく でうく
 教會 契約の條目 牧師入會者へ契約ノ條々ヲ讀聽
スベシ 入會者ハ 毎條ニ 就テ 答エテ 爲ス可シ
 一 きうしんりやうやくせいしよ かみ み ことば まつたしんかう
 舊新兩約聖書ハ神の聖言にして全き信仰と
な こと のり をしふ や
 すべて爲すべき事の法を訓るものと信ぜる乎
 二

汝ハ神より鞫るべき在弱罪人なることを覺り

汝ハ神より鞫るべき在弱罪人なることを覺り

イエスキリストは全く救主にして神ハ既にイエ

スキリストに由て汝の罪を赦し給ひしと信ぜる

乎

汝ハ今より世の物の益なきこと及び罪より離

るゝこと我儕の救主イエスキリストを識り且つ

益々その恩恵を知るとを務む可き乎

汝ハ此教會に在中ハ教會の規則を守り成

べく會に行き教會の平和と一致を求め兄弟

を愛し正義と矜恤を旨とし眞實を以て交る乎

汝ハ神の番頭なれば神ハ汝の手に總ての物

を預けたまひしことを知りて神の爲に已と其身

代を供ふべき乎

代を供ふべき乎

右ノ五問ニ入會者ノ確ニ守ルト答フレバ洗禮ヲ施スベシ

次ニ牧師ハ新ニ入會セシ人ト諸信徒ノ爲ニ善勸メヲナスベ

シ

同ク他教會より轉ジ來ル人ヲ受ルルハ牧師其人ノ

他教會ヨリ教會籍ヲ以テ轉シ來ル人ヲ受ルルハ牧師其人ノ

名ヲ教會ノ諸兄弟ニ告而シテ其人ヲ立セテ次ノ如ク云フ可

シ

汝ハ既に人の前にキリストを言顯し今日汝

と神の間の契約を改めて此教會に入れば神

ハ己れの譽れを受ん爲に其福音を弘ると教

會の平和を保つと人々の生命を助るとに恩恵を

汝に施し給ふかり

次ニ諸兄弟ヲ立セテ牧師ハ入會者ニ云フ可シ

此教會の諸兄弟ハ慈愛を以て汝を接く

汝は世に立て 幸なる者と成様に常に我儕

兄弟ハ神に祈るなり

牧師次ノ文ヲ讀ミテ祝答ニ代フ可シ

願くハ窮りなき契約の血に由て羊の大牧者

われら しゆ よみがへ

なる我儕の主イエス キリストを死より甦らし、

平安の神イエス キリストに由て其悦ぶ處を

爾曹の心の中よ起し又爾曹をして其旨を行ハ

せんが爲す凡の善事に於てみんちらを全ふせし

むべし榮光彼に歸して世々暨りなからんアーム

ン 希伯書第十三章二十、二十一節

第十章 婚禮此事

婚禮此法ハイエス キリストの立し禮に非ざれば

キリスト教會此禮式あるにあらざ万國皆

此法を設け之を行はしめて國民を治るあり

むすこむすめ いし こんえん むす べ またたいがい

子 女に強て婚姻を結ばす可からざ又大害な

ければ婚姻を止むべからざ

婚禮ニ臨ミ夫婦ニナラント欲スル者牧師ノ前ニ出レバ牧師

ハ聖書ニ示セル夫婦ノ法ヲ懇切ニ説キ聽ス可シ

夫婦此道ハ神此立給ふ禮ふれば人ハ親を離れ

其妻に合ひ夫婦となるハ貴く且善なるにして

なくさみ たのしみ う またかみ ふうふ もの

慰と樂を得可きなり又神ハ夫婦とありし者

に其職分を教たまへり蓋互ひに慎みを旨と

し相愛して弱と危きを相助け世を渡る中に

種々の困難に遇とも相勵み肉体を養ふ爲に

公正業に働き永遠き生命を得る靈と神此事に

就き相勸め相祈り偕に生命の恩恵の嗣なれば

夫婦心を一にして此等のとを行ふべしと

次ニ牧師ハ男ト女ノ右ノ手ト右ノ手ヲ握ラセテ契約ヲサス

可シ

牧師 男某ニ向ヒ 汝ハ法則に随ひ今手を握り

女某ヲ 妻として死に至るまで眞實と慈愛を以て

夫の道に従ふと神と證人の前に約束を爲す

乎 男爲スト答フ可シ

牧師 女某ニ向ヒ 汝ハ法則に随ひ今手を握り

男某ヲ 夫と志て死に至るまで眞實と慈愛

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

も をんな みち したが かみ あかしびと まえ やくそく
を以て婦の道に従ふと神と證人の前に約束

を爲す乎 な や かみ さだ みち したが われ いまなんぢら ふうふ
女爲スト答フ可シ牧師次ノ如ク云フ可シ

神の定めたほひし道に徇ふて我ハ今爾曹を夫婦

となすふり神の合せ給ひし者人之を離すべから

ぢ かみ せは たま ものひと これ はな
次ニ牧師ハ夫婦ノ職務ニ就善キ勸メヲナシ祈禱ヲ爲シ
テ此會ヲ畢ル可シ

第十一章 病者の心得並に見舞

病人ハ元氣と能力此餘り衰へざる中に牧師を

招き 恭んで己れ此靈魂此とを言顯し又貴き

靈魂此とに就て語り合ふ可し

牧師或ハ長老ハ病人に近き慈愛を以て温

純に永速く逝靈魂に善とを與ふるために祈り

又信仰を固め望を立て罪を指示し慰を與へる

爲に聖書を讀聽すべし

第十二章 葬式の事

きやうだいねむ そのゆいがひ ていねい とりあつか くわん
兄弟永眠れば其遺骸を丁寧に取り扱ひ棺に

収む可し且集りし者ハ肅んで滑稽雑談をみすべ

からぢ ほくし あるひ ちやうろう あつま きやうだい いのち よわ
牧師或ハ長老ハ集り志兄弟に命此弱き

と短きと死するの近きと又其爲に準備を爲すの

至要ふる事を勸むべし而して葬の時來れば兄

弟ハ列の亂れざる様 嚴にして墓所まで送る

可し

第十三章 斷食と感謝する事

安息日の外に聖日とせよとは聖書此中にあら

ざれども非常に付斷食感謝を行ふ爲に其

日を定め之を守るハ又聖書と理に適へること

に於て壹人或ハ家内中或ハ教會中或ハ中

會 或は大會之を守るも妨げふし

一

だんじきかんしや な おも おのくよろし とき
斷食感謝を爲さんと欲ハ各各自宜き時に随ひ
あるひ ばくしちやうらうあるひ ちうくわいだいくわい

或ハ牧師長老或ハ中會大會におゐて示
ときつし まも

す時謹んで守る可志

いつばんけうくわい だんじきかんしや な べ
一般教會の斷食感謝を爲す可きときは大會

これ ほうこく たませいふ だんじきかんしや つぐ
之を報告志又政府より斷食感謝せんことを告れ

ばすべての教會之を守るべし
けうくわいこれ まも

次ニ牧師長老ノ斷食感謝スルヲ定ムレバ信徒ノ能力ヲ守
ランガ爲ニ其日ヲ前以テ告ベシ

二 だんじき まも ひ きた これ とりおこな な とき
斷食を守る日の來り之を執行さんと爲す時い
たれば

牧師立テ會リシ信徒ニ何ノ故誰ノ命ニ依テ此斷食ヲ爲スト
告ベシ

又感謝する時も 同く爲すべ志 最も感謝をふ
とき きよ ころろ よろこび まも

す時ハ潔き心ニ 喜をもて守るべし
ひとりあるひ かないちうかみ はい こと

第十四章 壹人或ハ家内中神を拜する事
けうくわい あつま ほか ひとりあるひ かないちうしづかなるへや い

教會に會り志外に壹人或ハ家内中靜室に入
こと

りて神を拜すべし
かみ はい

一 しづかなるへや い かみ はい
靜室に入りて神を拜せよトハ主イエスキリ
をし

スト此訓へたまひ志とふれば靜室に入りて神に
いの せいしよ よ きよ おもひ なし おの かへりみ

祈り聖書を読み聖き思念を成て己れを 顧る
じや つとめ

二 とハ信徒此職分ふり
いつかない あつま たいせつ しんじや

一家内此會りハ至要に志て信徒此ふすべき
あさゆうせいしよ よ うた うた かみ あが

とふれば朝夕聖書を読み歌を謠ふて神を崇め
祈る可し

三 あるじ まいにちおこた いつかない あつま つかさと
家主ハ毎日 惰らぎ一家内此會りを 司り
ひとり かけ やうころろがけかつあつま うち すべて

一人も欠ざる様 注意且會りの中ハ諸此用事
や たちあ みだれ つしん

を止め起居此亂ざる様 慎で行ふべし
四

あるじ みち をし ため かないちうおよ やとひびと その
家主ハ道を教ふる爲に家内中及び 雇人にも其
とき あた

時を與ふべし

最モ安息日ノ午后ハ好時ナレバ之ガ妨ゲトナル可キヲ例ヘ
バ友人ヲ訪ヒ來人ノ響應等ハスベテ廢スベシ